

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服【～移住者をつくる元気な地域～】	高知県	<p>【H26.8高知県提案のメニュー】 小規模自治体による移住体験ツアーの実施</p>	<p>○法令等の規制改革や高知県のさらなる取組の強化(取組の拡充に加えて、県独自の規制緩和を含む)により、移住者数の増を図ることができる。</p>	<p>・小規模自治体が直営で移住体験ツアーを実施する場合、旅行業法の免許を持っていないと募集することができない場合がある。</p>	<p>・旅行業法第2条</p>	<p>・小規模自治体を実施する移住体験ツアーにおいては、旅行業法の適用対象外とする。</p>
			<p>【H26.8高知県提案のメニュー】 積極的な高齢者の移住の受入(介護保険制度・国民健康保険制度等における住所地特例の拡充)</p>	<p>○500組、1,000人の移住が実現した場合、1,398人の人口増が見込まれる。(移住による直接の人口増:1,000人、出産による子どもの数の増:398人) ○また、高知県経済への波及効果も、生産誘発額で19.6億円、雇用者誘発数で202人が見込まれる。 ○その他の効果 ・移住者の職の選択肢が拡大する。 ・外部人材を活用した地域活性化が図れる。 ・中山間地域においては、移動手段や配送サービスの確保を図ることができる。</p>	<p>・移住先に住所を移転した後、施設入所したケースにおいては、住所地特例が受けられないため、移住先の自治体の負担が増加する。</p>	<p>・介護保険法第13条 ・高齢者の医療の確保に関する法律第55条 ・国民健康保険法第116条の2</p>	<p>・移住者であることが特定されれば、移住後に施設入所したケースにおいても、住所地特例の対象とする。</p>
			<p>(国家戦略特区追加メニュー) 農家レストランの農用地区域内設置</p>	<p>・ドローンの特性を生かして、災害時の応急対策(中継カメラによる被災地の確認、通信困難地における通信の確立、道路崩壊時の輸送の確立等)を行うことができる。 など</p>	<p>・農用地区域内に農家レストランを設置することが制限されている。</p>	<p>・農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号</p>	<p>・自己の農畜産物及び同一市町村内又は農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供する農家レストランについて、農業用施設として、農業者がこれを農用地区域内に設置することを可能とする。</p>

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	
高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服【～移住者をつくる元気な地域～】	高知県	(国家戦略特区初期メニュー) 農業への信用保証制度の適用	(前ページ記載内容と同様) ○法令等の規制改革や高知県のさらなる取組の強化(取組の拡充に加えて、県独自の規制緩和を含む)により、移住者数の増を図ることができる。	・農業において融資機関から資金を調達する場合、信用保証協会から債務保証を受けることができないため、資金調達の方法が制限されている。	・中小企業信用保険法第2条 ・中小企業信用保険法施行令第1条	・農業における資金調達の方法を拡大するため、信用保証協会が保証を付与することを可能とする。	
			(国家戦略特区追加メニュー) 農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化		・シルバー人材センターを通じて働く高齢者は、週20時間程度までしか働くことができない。	・高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項 ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行について(職高発第1104001号)	・民業圧迫の恐れがなければ、シルバー人材センターが、週20時間ではなく、40時間の就業についても、派遣事業を行うことを可能とする。	
			【H27.6高知県提案のメニュー】 ・農業関係者等への中小企業大学校受講資格の付与		○500組、1,000人の移住が実現した場合、1,398人の人口増が見込まれる。(移住による直接の人口増:1,000人、出産による子どもの数の増:398人) ○また、高知県経済への波及効果も、生産誘発額で19.6億円、雇用量で202人が見込まれる。	・農業関係者などが高度な経営ノウハウを学ぶため中小企業大学校を選択しようとしても、受講対象者の業種が限定されている。	・独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条	・農業関係者などが中小企業大学校で受講できるよう、受講対象者を拡充する。
			【H26.8高知県提案のメニュー】 地域限定の通訳ガイド		○その他の効果 ・移住者の職の選択肢が拡大する。 ・外部人材を活用した地域活性化が図れる。 ・中山間地域においては、移動手段や配送サービスの確保を図ることができる。	・通訳ガイドになるためには原則難易度が高い通訳案内士の国家資格が必要となっている。	・通訳案内士法第36条	・国家資格でなくても、一定の語学力を有する方が、地元の歴史分野に関する自治体の研修を受講することにより、地域限定での有償通訳ガイドを養成することを可能とする。
			(国家戦略特区追加メニュー) NPO法人の設立手続きの迅速化		・ドローンの特性を生かして、災害時の応急対策(中継カメラによる被災地の確認、通信困難地における通信の確立、道路崩壊時の輸送の確立等)を行うことができる。	・特定非営利活動法人を設立する場合、設立認証手続きにおける申請書類の縦覧期間に2か月を要する。	・特定非営利活動促進法第10条第2項	・特定非営利活動法人の設立を促進するため、その設立認証手続きにおける申請書類の縦覧期間を大幅に短縮する。
			(国家戦略特区追加メニュー) 官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化		など	・国・自治体等に勤務する者が、地方の企業で働くために退職し、一定期間内に再び国・自治体の職員になった場合、退職手当が算定されない。	・国家公務員退職手当法7条	・国・自治体等に勤務する者を企業で働きやすくする枠組み(一定期間内に再び国・自治体の職員になった場合の退職手当の算定への配慮)を構築する。

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服【～移住者をつくる元気な地域～】	高知県	<p>【H27.6高知県提案のメニュー】 中山間地域における貨客混載の解禁 ・需要が少ない中山間地域において、人とモノの配送の効率化を図るため、小さな拠点と連携したバス、タクシー等による貨客混載を行う。</p>	<p>(前ページ記載内容と同様) ○法令等の規制改革や高知県のさらなる取組の強化(取組の拡充に加えて、県独自の規制緩和を含む)により、移住者数の増を図ることができる。 ○500組、1,000人の移住が実現した場合、1,398人の人口増が見込まれる。(移住による直接の人口増:1,000人、出産による子どもの数の増:398人) ○また、高知県経済への波及効果も、生産誘発額で19.6億円、雇用者誘発数で202人が見込まれる。</p>	<p>・バス、タクシー等(一般乗合旅客自動車運送事業者)は、旅客の運送に付随してモノを運ぶ場合、少量の郵便物、新聞等に限定されている。 ・また、宅配業者(貨物自動車運送事業者)は、人を有償で運ぶことができない。</p>	<p>・道路運送法第82条第1項 ・道路運送法第83条</p>	<p>・中山間地域等において、宅配業者が人を有償で運ぶことを可能とする。また、バス、タクシー等が少量の郵便物、新聞等に限らず、より大量にモノを運ぶことを可能とする。</p>
		高知県	<p>【H27.6高知県提案のメニュー】 中山間地域における近未来実証特区の実施 ・需要が少ない中山間地域において、モノの配送の効率化を図るため、小さな拠点と連携してドローンを活用した食料品や医薬品等の配送等を行う。</p>	<p>○その他の効果 ・移住者の職の選択肢が拡大する。 ・外部人材を活用した地域活性化が図れる。 ・中山間地域においては、移動手段や配送サービスの確保を図ることができる。 ・ドローンの特性を生かして、災害時の応急対策(中継カメラによる被災地の確認、通信困難地における通信の確立、道路崩壊時の輸送の確立等)を行うことができる。</p> <p>など</p>	<p>・無人飛行の交通ルールがない。</p>	<p>・電波法 ・航空法</p>	<p>・航空法や電波法など、安全な無人飛行を実現するための措置を講ずる。</p>